○農林水産省告示第四百五十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同法第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。） (1)　登録の有効期間が六年であるもの	一　窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。） (1)　登録の有効期間が六年であるもの
肥料の種類 / 含有すべき主成分の最小量（%） / 含有を許される有害成分の最大量（%） / その他の制限事項	肥料の種類 / 含有すべき主成分の最小量（%） / 含有を許される有害成分の最大量（%） / その他の制限事項
（略） / （略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略） / （略）
被覆窒素肥料（窒素質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。） / （略） / （略） / 一　（略） 二　（略） 三　牛由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を原料とする場合にあつては、肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。 四　（略）	被覆窒素肥料（窒素質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。） / （略） / （略） / 一　（略） 二　（略） 三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。 四　（略）
(2)　（略）	(2)　（略）
二～十三　（略）	二～十三　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月五日から施行する。